



2024年10月25日

各位

会社名 日創プロニティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 石田 徹
(コード: 3440 東証スタンダード・福証)
問合せ先 取締役経営企画室長 諸岡 安名
(TEL 092-555-2825)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年11月22日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 32,500株
(3) 発行価額	1株につき859円
(4) 発行総額	27,917,500円
(5) 割当予定先	当社の従業員 9名 11,000株 当社子会社の取締役(※) 18名 21,500株 ※社外取締役を除く。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年9月17日開催の当社取締役会において、当社の従業員に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員に対し、譲渡制限付株式付与制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本日、当社取締役会において、当社の従業員に対しては、当社第42期事業年度（2024年9月1日～2025年8月31日）に係る譲渡制限付株式報酬として、当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）に対しては、各子会社の2024年の定時株主総会から2025年の定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員9名及び当社子会社の取締役18名（社外取締役を除く。）（以下、「割当対象者」といい、割当対象者のうち、当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）については「割当対象者Ⅰ」、当社の従業員については「割当対象者Ⅱ」という。）に支給される金銭報酬債権合計27,917,500円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式32,500株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は2種類あり、割当対象者Ⅰに割り当てられる

「譲渡制限付株式Ⅰ」及び割当対象者Ⅱに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅱ」で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）又は譲渡制限付株式Ⅱ（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

2024年11月22日から割当対象者Ⅰが当社子会社の取締役を退任する日（ただし、当該退任の日が2025年11月30日以前の日である場合には、2025年12月1日）までの間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

2024年11月22日～2034年11月21日（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社子会社（割当対象者が払込期日時点で取締役に就任している当社子会社をいう。以下同じ。）の定時株主総会の日の前日までに当社子会社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社又は当社子会社の従業員を退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の日まで継続して、当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社子会社の取締役を退任した場合には、当社子会社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式Ⅰにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を

解除するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して、当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社又は当社子会社の従業員を退職した場合には、2024年9月から割当対象者Ⅱが当社又は当社子会社の従業員を退職した日を含む月までの月数を、12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのそれぞれについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当社子会社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰの全部を当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2024年9月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年10月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である859円としております。これは、当社取締役会決議日の直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上